

特別養護老人ホーム和光苑 長期入所利用料金表（1割負担の方1日当たり）

長期入所31日以後

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
a. 長期入所生活介護	5,590円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
b. 日常生活支援加算 （1日につき算定）	360円	360円	360円	360円	360円
c. 夜勤職員配置加算 （1日につき算定）	220円	220円	220円	220円	220円
d. 看護体制加算 （1日につき算定）	60円	60円	60円	60円	60円
e. 科学的介護推進体制加算 （月に一回算定50単位）					
f. 協力医療機関連携加算 （月に一回算定100単位）					
1. サービス利用料	6,230円	7,230円	7,960円	8,660円	9,350円
2. うち、介護保険から給 付される金額	5,607円	6,507円	7,164円	7,794円	8,415円
3. サービス利用に係る自 己負担額（1－2）	623円	723円	796円	866円	935円
4. 居室に係る自己負担額 ※1	915円				
5. 食事に係る自己負担額 ※1	1,445円				
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	2,983円	3,083円	3,156円	3,226円	3,295円

長期入所30日まで（入院30日を超えた場合の退院後）

ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
0. 初期加算	300円	300円	300円	300円	300円
a. 長期入所生活介護	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
b. 日常生活支援加算	360円	360円	360円	360円	360円
c. 夜勤職員配置加算	280円	280円	280円	280円	280円
d. 看護体制加算	60円	60円	60円	60円	60円
e. 科学的介護推進体制加算 （月に一回算定50単位）					
f. 協力医療機関連携加算 （月に一回算定100単位）					
1. サービス利用料	6,730円	7,410円	8,120円	8,800円	9,470円
2. うち、介護保険から給 付される金額	6,057円	6,669円	7,308円	7,920円	8,523円
3. サービス利用に係る自 己負担額（1－2）	673円	741円	812円	880円	947円

4. 居室に係る自己負担額 ※1	915円				
5. 食事に係る自己負担額 ※1	1,445円				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	3,033円	3,101円	3,172円	3,240円	3,307円

※は日常生活継続支援加算新規入所者の状態などによりサービス提供体制強化加算に代わる場合があります。

◎ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金
(旧措置者は括弧内の料金となります。)

ご利用者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金	9,400円 (9,400円)	9,810円 (10,200円)	10,510円 (10,200円)	11,200円 (11,570円)	11,920円 (11,570円)

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 8,680円

○上記以外に外泊時費用、配置医師緊急時対応加算、認知症専門ケア加算、看取り介護加算などの加算が発生する場合があります。

対象者	区分	居住費 (居住の種類により異なります)	食費
		多床室 (相部屋)	
生活保護受給者	利用者負担第1段階	0円	300円
世帯全員が市町村民税非課税の方	高齢福祉年金受給者	430円	390円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		650円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下		1,360円
上記以外の方	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	利用者負担第3段階②	
	利用者負担第4段階		施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。
		915円	1,445円

・尚、当施設は厚生労働省の定める一定の基準を満たしているため、保険適用額に14%を乗じたものを処遇改善加算として請求させていただきます。